自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則新旧対照表

（平成１４年５月３１日
福岡県公安委員会規則第１７号）

（改正部分は、下線部分である。）

<table>
<tr><th colspan="3">旧</th><th colspan="3">新</th></tr>
<tr><td colspan="3">第１条　（略）
（福岡県道路交通法施行細則の規定の読替え適用）
第２条　運転代行業法第２条第２項に規定する自動車運転代行業者についての福岡県道路交通法施行細則（昭和４７年福岡県公安委員会規則第７号）の次表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</td><td colspan="3">第１条　（略）
（福岡県道路交通法施行細則の規定の読替え適用）
第２条　運転代行業法第２条第２項に規定する自動車運転代行業者についての福岡県道路交通法施行細則（昭和４７年福岡県公安委員会規則第７号）の次表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</td></tr>
<tr><td>読み替える規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td><td>読み替える規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr>
<tr><td>第１５条</td><td>法第７４条の３第５項の規定による安全運転管理者若しくは副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任若しくは解任の届出（規則第９条の１２に掲げる届出事項等の変更の届出を含む。）又は規則第９条の９第１項第２号</td><td>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成１４年内閣府令第３５号。以下「読替えに関する内閣府令」という。）により読み替えて適用される規則第９条の９第１項第２号</td><td>第１５条</td><td>法第７４条の３第５項の規定による安全運転管理者若しくは副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任若しくは解任の届出（規則第９条の１２に掲げる届出事項等の変更の届出を含む。）又は規則第９条の９第１項第２号</td><td>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成１４年内閣府令第３５号。以下「読替えに関する内閣府令」という。）により読み替えて適用される規則第９条の９第１項第２号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>第１９条</td><td>法第７４条の３第６項</td><td>運転代行業法第１９条第１項の規定により読み替えて適用される法第７</td><td>第１９条</td><td>法第７４条の３第６項</td><td>運転代行業法第１９条第１項の規定により読み替えて適用される法第７</td></tr>
</table>

		４条の３第６項
	安全運転管理者　解 副安全運転管理者 任命令書（様式第３５号）	安全運転管理者 副安全運転管理者 解任命令書（運転代行業法施行規則様式第５号）
第２０条の３	法第７５条第１０項	運転代行業法第１９条第１項の規定により読み替えて適用される法第７５条第１０項

第３条～様式第５号　（略）

様式第６号　削除

様式第７号～様式第８号　（略）

		４条の３第６項
	安全運転管理者　解 副安全運転管理者 任命令書（様式第３５号）	安全運転管理者 副安全運転管理者 解任命令書（運転代行業法施行規則様式第５号）
第１９条の２	法第７４条の３第８項	運転代行業法第１９条第１項の規定により読み替えて適用される法第７４条の３第８項
	是正措置命令書（様式第３５号の２）	是正措置命令書（運転代行業法施行規則様式第６号）
第２０条の３	法第７５条第１０項	運転代行業法第１９条第１項の規定により読み替えて適用される法第７５条第１０項

第３条～様式第５号　（略）

様式第６号（第２条関係）

別添のとおり

様式第７号～様式第８号　（略）